

当院では勤務医・看護職員の勤務環境改善のため、以下のとおり取り組んでいます。

医師	看護職員
1. 連続当直を行わない勤務体制の実施	1. 業務量の調整
2. 当直翌日の業務内容に対する配慮（研修医）	2. 看護職員と他職種との業務分担
3. 主治医・担当医制による複数主治医制（入院時）	3. 看護補助者の配置（外来・病棟）
4. 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の採用	4. 短時間正規雇用の看護職員の採用
5. 医師事務作業補助者の配置	5. 多様な勤務形態の導入
6. 多職種による負担軽減の継続	6. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
	7. 夜勤負担の軽減
	8. 多職種による負担軽減の継続

責任者 安全衛生委員会委員長 飯ヶ谷 美峰